

第34節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

- 1 市町村立学校における応急教育は、市町村教育委員会が実施するものとする。
- 2 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施するものとする。
- 3 私立学校における応急教育は、設置者が実施するものとする。

〔 主な実施機関
市町村，県（総務課，保健福祉政策課，教育委員会） 〕

第2 児童生徒の安全確保

- 1 児童生徒の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- 2 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒の安全確保に努めなければならない。
- 3 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対してカウンセリング指導を行う。

第3 文教施設の災害応急対策

1 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

2 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまず復旧を行うものとする。

第4 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、平常授業の早期再開に向け、努力するものとする。

特に児童・生徒の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別室・講堂・体育館等）利用計画，公民館，神社，寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに，学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

第5 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- 1 避難場所に供する施設，設備の安全を確認し，避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- 2 学校管理に必要な教職員を確保し，施設，設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては，応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第6 教材・学用品の調達

- 1 各学校において，貸し出し得る教材学用品のリストを作成しておくものとする。
- 2 市町村役場，農協，保護者等による教材学用品の輸送手段を確保しておくものとする。
- 3 教材及び学用品業者へ緊急連絡できる体制を確立しておくものとする。

第7 授業料の減免

高等学校生徒の被災状況を調査し，別に定める授業料減免基準に該当した者は，申請に基づき減免を行うこととし，被災者が多数で予算措置されている総枠を超える場合は，新たに予算措置を講ずる等生徒の就学に支障のないよう努めるものとする。

第8 給食の実施

1 現に学校給食を実施している学校

(1) 物資の確保

県学校給食会の保管する物資の特別配送，一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。

(2) 施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて，学校給食の早期開始に努めるものとする。

2 学校給食を実施していない学校

地域の特性を配慮し，児童生徒の給食を必要とする場合には，応急施設をつくり，県学校給食会が保有する物資を特別配送して，給食の早期開始に努めるものとする。

第9 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において操作ができないときは、隣接学校から応援させ、なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣し教科指導に当たらせるものとする。

第 1 0 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行うものとする。

第 1 1 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うものとする。

1 学用品の給与

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

(1) 教科書（教材を含む）

(2) 文房具及び通学用品

2 期間

教科書については災害発生の日から 1 か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から 15 日以内とする。

第 1 2 就学援助費等の支給

1 市町村長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする。

2 災害により、障害児教育諸学校又は障害児学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。